

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和4年6月22日

水曜日

号外

目次

規則

○富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則	1
-------------------------	---

規 則

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月22日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第30号

富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

富山県手数料条例施行規則（平成12年富山県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の41の3の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項の(1)のA中「又はその」を「若しくは同条第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書（次項において「住宅性能評価書」という。）又はこれらの」に改め、同項の(1)のAの(ア)中「計画」を「長期優良住宅建築等計画」に改め、同項中「又は改築に関する計画」を「若しくは改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、

「	イ 住宅の	住戸の数が1のもの	12,000円
		品質確保	22,000円
		の促進等	

		に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書（次項において「住宅性能評価書」という。）又はその写しを添付するもの	住戸の数が6以上10以下のもの	36,000円
			住戸の数が11以上30以下のもの	61,000円
			住戸の数が31以上50以下のもの	97,000円
			住戸の数が51以上100以下のもの	150,000円
			住戸の数が101以上200以下のもの	250,000円
			住戸の数が201以上300以下のもの	320,000円
			住戸の数が301以上のもの	360,000円
		ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	(ア) 住宅の新築に関する計画の認定	住戸の数が1以下のもの
住戸の数が2以上5以下のもの	110,000円			

			住戸の数が6 以上10以下の もの	170,000円
--	--	--	-------------------------	----------

を

「 イ アに掲 げるもの 以外のも の の	(ア) 住宅 の新築 に 関する 長期 優良住 宅建築 等計画 の認定	住戸の数が1 のもの	45,000円
		住戸の数が2 以上5以下の もの	110,000円
		住戸の数が6 以上10以下の もの	170,000円

に改め、同表の41の4の項中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項の(1)のA中「又はその」を「若しくは住宅性能評価書又はこれらの」に改め、同項の(1)のAの(ア)中「計画」を「長期優良住宅建築等計画」に改め、同項中「又は改築に関する計画」を「若しくは改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、

「 イ 住宅性 能評価書 又はその 写しを添 付するも の の	住宅性 能評価書 又はその 写しを添 付するも の の	住戸の数が1のもの	9,000円
		住戸の数が2以上5以 下のもの	17,000円
		住戸の数が6以上10以 下のもの	29,000円
		住戸の数が11以上30以 下のもの	46,000円
		住戸の数が31以上50以 下のもの	77,000円

		住戸の数が51以上 100 以下のもの	120,000円
		住戸の数が 101以上 200以下のもの	210,000円
		住戸の数が 201以上 300以下のもの	260,000円
		住戸の数が 301以上の もの	290,000円
ウ	ア又は イに掲げ るもの以 外のもの	(ア) 住宅 の新築 のもの	住戸の数が 1 26,000円
		に 関する 計画 の認定	住戸の数が 2 以上 5 以下の もの 59,000円
			住戸の数が 6 以上10以下の もの 96,000円

を

「

イ	アに掲 げるもの 以外のもの	(ア) 住宅 の新築 のもの	住戸の数が 1 26,000円
		に 関する 長期 優良住 宅建築	住戸の数が 2 以上 5 以下の もの 59,000円
		等計画 の認定	住戸の数が 6 以上10以下の もの 96,000円

に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(財 政 課)